## 教育環境充実加算の適用基準

この適用基準は、教育環境充実加算の適用条件に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 学校施設の耐震化の加算割合の適用は、次によるものとする。
  - (1) 学校施設の耐震化完了

## ア 対象学校施設

文部科学省が実施する「私立学校施設の耐震改修状況等調査」の調査対象となっている建物を対象学校施設とする。ただし、校舎及び屋体は、貸借物件である建物を含めるものとする。

### イ 耐震性有の基準

- ①新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築されている。
- ②新耐震基準前の基準により建築されているが、耐震診断の結果、Is値が 0.6以上であった。
- ③新耐震基準前の基準により建築されているが、耐震補強工事の結果、Is値が0.6以上となった。

### ウ 判定時点

交付年度の前年度の4月1日時点の状況で判定する。ただし、交付年度の4月1日時点で新たに学校施設の耐震化が完了した学校については、学校の申告に基づき、交付年度の4月1日時点の状況で判定する。

#### エ 適用単位

この加算割合の適用は、学校法人単位ではなく、学校単位で適用するものとする。

(2) 耐震化未対応の建物の公表

## ア 公表媒体

当該学校のホームページ

## イ 掲載筒所等

学校ホームページのトップページに「学校施設の耐震化への取組状況」のバナーを設け、ワンクリックで耐震化未対応の建物の下記ウの①~⑧が閲覧できる。

# ウ 公表内容

①建物名、②建築年、③構造、④階数、⑤耐震診断の有無、⑥ I s 値、⑦耐震化予定時期、⑧対応方針(耐震改修、耐震改築、取壊し等)

### 工 掲載期間

途切れることなく継続して掲載している。

# オ その他

県が行う経常費補助金基礎数値確認のための学校訪問時に、加算割合の適用が不適とされた場合、確認後30日以内に学校法人が不備等を補正したと認められるときは、 当該加算割合を適用することができる。 2 定員充足率の算定は、次によるものとする。

交付年度の5月1日現在の 在籍生徒数 ÷

各学年の入学年度の第1学年 収容定員を合計した数

- 3 一学級当たりの生徒数の加算割合の適用は、次によるものとする。 交付年度の5月1日現在の生徒数で判定する。なお、生徒数が40人を超える学級がある場合は、いかなる特別の事情があったとしても、加算措置は適用しない。
- 4 専任教師の割合の算定は、次によるものとする。

交付年度の5月1日現在の本務教 員数(ただし、校長、副校長、教 頭及び本務教員に換算した非常勤 講師数を除く。)

交付年度の5月1日現在の標準教職員数(ただし、校長、副校長、 教頭及び本務職員を除く。)

5 いじめ防止対策の加算割合の適用は、次によるものとする。

以下の全ての項目について、取組を実施していること。なお、県が行う経常費補助金基 礎数値確認のための学校訪問時に、加算割合の適用が不適とされた場合、確認後60日以 内に学校法人が不備等を補正したと認められるときは、当該加算割合を適用することが できる。

÷

取組項目	確認方法
①いじめ問題への対策についての基本的な方向や、取組の	・学校のホームページを
内容等を「いじめ問題対策基本方針」(以下、「学校の基本方	確認
針」という。)として定め、学校のホームページで公表する	・生徒、保護者への説明
とともに、生徒、保護者に説明していること。	方法の確認
②学校の基本方針には、「いじめの未然防止」、「早期発見」、	・学校の基本方針の記載
「いじめへの対処」に関する方針・具体的取組内容のほか、	内容を確認
生徒指導体制や教育相談・通報窓口等の体制、校内研修等教	・見直しを検討した際の
職員の資質能力向上を図る取組を記載するとともに、毎年	資料と見直し前後の内
度見直しを行っていること。	容が記載された資料を
	確認
③学校評価において、学校の基本方針に基づく、「いじめの	・学校評価を確認
未然防止」、「早期発見」、「いじめへの対処」等の取組の実施	
状況を評価項目に位置付け、評価していること。	
④学校における「いじめの未然防止」、「早期発見」及び「い	・組織の構成員及びその
じめへの対処」等に関する措置を実効的に行うための、中核	構成員の役割が記載さ
となる「いじめ対策組織」(組織の名称は学校の判断による)	れた資料を確認
を設置していること。	

- ⑤「いじめ対策組織」において、いじめ防止の授業、早期発 |・年間計画及び実施状況 見のためのアンケート調査、いじめに対処する資質能力向 上のための職員研修など、いじめ防止のための年間計画を 作成し、実施していること。(いじめ防止の授業、アンケー ト調査 (学期に1回)、職員研修の実施は必須)
  - が分かる資料を確認

・具体的な担当者が定ま

・職員全員への周知方法

っているか確認

を確認

6 ハラスメント防止対策の加算割合の適用は、次によるものとする。

以下の全ての項目について、取組を実施していること。なお、県が行う経常費補助金基 礎数値確認のための学校訪問時に、加算割合の適用が不適とされた場合、確認後60日以 内に学校法人が不備等を補正したと認められるときは、当該加算割合を適用することが できる。

## 取 組 項 目 確認方法 ①パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊 ・就業規則、ハラスメン 娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、下記 ト防止規程、パンフレ の事項を記載した、就業規則または就業規則の委任を受け ット、リーフレット等 た別規定を作成していること。なお、就業規則に懲戒規定が を確認 ・就業規則、ハラスメン 定められており、その中で職場におけるハラスメントに該 当するような行為が行われた場合の対処方針・内容が読み ト防止規程が当該学校 込めるものとなっている場合、下記の事項をパンフレット、 職員を対象としている リーフレット等に記載していれば、措置を講じているもの か確認 とみなす。 ハラスメントの定義 禁止行為の明示 ・禁止行為を行った際の懲戒処分の内容 相談窓口の明示 ・相談者のプライバシーの保護 ・相談者、事実関係の確認等に協力した者への不利益取 扱いの禁止 ②①に併せ、職場におけるハラスメントを行ってはならな ・周知した方針を確認 い旨の方針を明確化し、職員全員に周知・啓発しているこ ・職員全員への周知・啓 発方法を確認

附則

と。

この基準は、令和5年4月19日から適用する。

③相談窓口をあらかじめ定め、職員全員に周知しているこ